

平成29年度 第2回 千葉市特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日時 平成30年1月18日(木) 午前10時00分～午前11時10分
- 2 場所 千葉市議会棟3階 第3委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
大澤会長、大島副会長、秋元委員、河合委員、熊谷委員、鈴木委員、仙波委員、中曽根委員
 - (2) 事務局
山元総務部長、香取給与課長、桑本給与課課長補佐
- 4 議題
 - (1) 審議
- 5 議事の概要
 - (1) 改定額について
市長の給料月額1,317,000円、副市長の給料月額1,064,000円とすることを決定した。
 - (2) 改定時期について
平成30年4月1日からとすることを決定した。
 - (3) 答申案について
答申案の内容について審議した。
- 6 会議録
別添のとおり

平成29年度 第2回 千葉市特別職報酬等審議会 会議録

平成30年1月18日（木） 午前10時00分～午前11時10分

午前10時00分 開会

○事務局（総務部長）

それでは、お待たせをいたしました。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。これから、第2回の特別職報酬審議会を開催させていただきわけでございますけれども、前回ご都合によりましてご欠席されました委員さんを、ご紹介させていただきたいと思っております。熊谷委員さんでございます。

○熊谷委員

初めまして。私、花見川区の鉄工団地並びに千葉市工業センターで、ハイテック精工という会社を営っております。

本日は中央会さんから依頼を受けて参加させていただくことになりました。よろしく願いいたします。

○事務局（総務部長）

ありがとうございました。

なお、本日は、大槻委員、清水委員のお二方につきましては、ご都合によりご欠席との連絡をいただいております。

審議会の開催につきましては、本市の特別職報酬審議会設置条例第7条第1項の規定によりまして、半数以上の委員の出席が必要となっておりますけれども、本日は10名の方のうち、8名ご出席いただいておりますので、開催の要件を満たしていることとなります。

それでは、会長さんに進行をお願いしたいと思います。どうぞお願いします。

○会長（大澤委員）

改めて、おはようございます。ただ今から、第2回千葉市特別職報酬等審議会を開会いたします。

なお、本審議会につきましては、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき公開いたしますが、傍聴席の方におかれましては、静粛に傍聴していただくほか、写真撮影、録画、録音等のご遠慮いただくなど、既にお配りしている傍聴要領を守っていただきたく、お願いを申し上げます。

審議

○会長（大澤委員）

それでは、これから審議に入りたいと思っております。前回の審議会で事務局から説明のありました改定の試案につきましては、委員の皆さんにお持ち帰りいただき、検討していただいたところでございますが、前回から多少時間も経っておりますので、改めて事務局より前回の内容のポイント等について説明をいただき、それから皆さんのご意見をいただきたいと思います。それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（給与課長）

恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

前回ご説明いたしました資料につきまして、そのポイントとなります部分につきまして、改めてご説明の方を差し上げます。

それでは、前回お配りした資料なのですが、今日お持ちでない委員さん、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

前回お配りしました資料の1ページの方をご覧いただきたいと思っております。

まず、ページの下段の四角枠の中をご覧いただきたいと思っております。2つ目の特別職の職員の給与についての、昭和43年の自治省行政局長通知をご覧いただきたいと思っております。「三役の給与につき審議会の諮問を行うに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯及び一般職の職員の給与改定の状況等に関して、資料を提示し、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の

答申がなされるよう配意すること」となっております。審議の際の検討すべき項目が示されている通知でございます。

続きまして、2ページ上段の方をご覧いただきたいと思います。

市長及び副市長の給料月額、期末手当の額、計（年間給与額）でございます。市長はカット前で年間給与額22,464千円でございます。

続きまして、このページの下段をご覧いただきたいと思います。

参考までに、「一般職の給与改定の決定方法」について、ご説明を申し上げます。

一般職の給与の決定方法につきましては、地方公務員法に諸規定がございます。

これらの規定ですが、端的に申し上げますと、職員の給与は、国、他団体、民間の状況を考慮して決めるものという内容でございます。本市の一般職の給与改定に当たりましては、毎年度、本市の人事委員会からの勧告を踏まえまして、関係条例を改正し、その勧告内容を実施しているところでございます。

資料1ページ飛びまして、4ページをご覧いただきたいと思います。

「2の本市の一般職の給与の動向」でございます。

上段の表の左から3列目の給料表改定率の欄をご覧いただきたいと思います。

平成27年、28年ともに引下げとなっております、ともに引上げとなっております国と違う動きとなっております。これは、平成27年から平成28年にかけて、国が本市内に勤務いたします国家公務員の地域手当の支給割合を段階的に引き上げており、本市も従来から地域手当の支給割合については国に準じることとしていましたことから、国と同様に段階的に支給割合を引き上げたことが影響していると考えております。

そのため、仮に地域手当の引上げがなかったと仮定した場合の「仮定給料表改定率」について算出しております。その結果、表の左から4列目にあるとおり、平成27年度は0.9%、平成28年度は0.21%となり、プラスの改定率となっております。

また、仮定給料表改定率を使用した平成27年度から平成29年度の累積は、表の右下の黒塗りの欄にありますように1.314%となっております。

続きまして、資料7ページをご覧いただきたいと思います。

本市特別職の報酬等の改定の必要性についてでございます。

まず、表の下の※印以下をご覧いただきたいと思います。前回、改定いたしました平成27年当時、特別職にも支給しておりました地域手当を廃止することといたしまして、廃止する地域手当の額に相当する額を、平成26年度の支給水準を超えない範囲で「給料」に加算することにより改定を行っております。

具体的に申し上げますと、その下の式にあります市長の例で申し上げますと、改定前の給料月額119万円に、上段の表中のH27.7.1現行欄の一番右にございます一般職の累積の改定率でございますマイナスの0.37%を乗じまして、累積改定率を反映させた給料月額「(①)」を算出いたします。

この給料月額「(①)」に地域手当の支給割合、当時の支給割合ですが、10%を乗じまして、地域手当の額を算出いたします。

算出されました「(①)」と「(②)」を合算いたしまして、1万円未満を四捨五入したものが現在の市長の給料月額でございます130万円となっております。

副市長につきましても同様の計算方法で算出され、現在の給料月額となっております。

なお、前々回の平成18年の改定は、表にありますとおり、一般職の累積改定率がマイナスの4.98%、市長の給料月額の変動率はマイナスの4.8%、副市長の給料月額の変動率はマイナス4.95%となっております。

以上のとおり、四捨五入での差異はありますものの、平成27年度、平成18年度いずれも一般職の累積改定率を考慮して改定を行ってきたところでございます。

続きまして、8ページの上段をご覧いただきたいと思います。

「2の改定の必要性」でございます。

「(1) 前回改定後の一般職の給料表改定率の推移」をご覧いただきたいと思います。

平成27年度から平成29年度までの累積での改定率は、表の右下の色塗りの欄にあります1.314%となっております。ここでは、先ほど申し上げましたとおり、各年度の仮定給料表改定率を用いております。

その下の参考の表をご覧いただきたいと思います。

今回の累積改定率を現在の市長と副市長の給料月額に乗じた場合の額をそのまま記載しているものですが、市長は約131万7千円、副市長は約106万3千円となります。

続きまして、資料9ページをご覧いただきたいと思います。

「(2)の政令指定都市の状況」ですが、平成27年度以降、特別職の改定を行った都市は「新潟市」、「熊本市」、「横浜市」、「さいたま市」、「川崎市」の5市がございます。そのうち、一般職の改定率を考慮して改定を行った都市は、上段の表Aにあります「新潟市」と「熊本市」の2市となっております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。

上段の表は、政令指定都市の市長、副市長の給料月額と地域手当の合計額の状況となります。本市は、市長、副市長とも高い方から13番目となっております。

これらの点を踏まえまして、前回、皆さまより改定の必要があるというご意見をいただきましたので、本日はその額と実施時期につきまして、ご審議いただくようお願い申し上げます。

額につきましては、前回、事務局より試算を提案させていただいたところでございます。

資料につきましては、「案」と記載されている資料の方をご覧いただきたいと思います。

最初に申し訳ございません。1点、修正がございます。前回、お配りしました資料の1行目がございます累積の給料表改定率の率が「1.31%」となっておりますが、正しくは「1.314%」という係数で計算したものとなっております。申し訳ございませんでした。

○副会長（大島委員）

どこですか。もう一度。

○事務局（給与課長）

1回目にお配りしました「案」という試算の資料があるかと思います。

○副会長（大島委員）

前回、今回のですか。

○事務局（給与課長）

失礼しました。前回お配りした資料をご覧いただければと思います。

○副会長（大島委員）

今回配付されている資料が正しいということですね。

○事務局（給与課長）

はい。今回お配りした資料は正しく修正してございます。前回お配りした資料が「1.31」となっておりますが、正しくは「1.314」でございます。

この案は、平成27年度から平成29年度までの累積の給料表改定率である1.314%により改定を行うものでございます。

なお、平成27、平成28年度につきましては、地域手当の支給割合の引上げがなかったものとして算出しました「仮定の給料表改定率」を用いております。

改定率を乗じた後の1万円未満については、四捨五入としております。

「給料月額の改定」の表をご覧ください。

この改定方法によりますと、「市長」については、改定前は130万円であったところ、改定後は132万円となり、「副市長」につきましては、改定前は105万円であったところ、改定後は106万円となり、「市長」は2万円、「副市長」は1万円を引き上げるという内容となっております。

資料の下段に、参考までに「各年度におけます給与額の見込み」の表をお示しております。

まず、「市長」の欄をご覧いただきたいと思います。

この改定方法によりまして、仮に、平成30年4月から給料月額を132万円へ引き上げた場合の年間給与額でございますが、平成29年度との比較で、約34万6千円増加することとなります。

同じく「副市長」につきましては、その下の表に記載のとおりとなっております、約17万3千円増加することとなります。

続きまして、本日お配りしております資料の「試算で試算した場合の政令指定都市における特別職の報酬等の順位」についてご説明を申し上げます。

A4横の資料で「試算で試算した場合の政令指定都市における特別職の報酬等の順位（カットなし）」の方をまずご覧いただきたいと思います。

上から5行目の太線枠が現在の改定前の給料月額で比較した状況でございます。一番上段の太枠で囲

っておりますが、試案での改定後の給料月額で比較した状況でございます。

市長の一番右にあります地域手当加算後の欄をご覧いただきたいと思っております。

上から5行目の改定前の現在の金額では、市長は130万円となり、政令市中13番目となります。試案で改定した場合の1行目の欄をご覧いただきたいのですが、試案の額で132万円となりまして、政令市中11番目となり、2つ順位が上がることとなります。

同様に、副市長の地域手当加算後の欄もご覧いただけますと、上から5行目は105万円となり13番目、1行目の試算の額でも106万円になりますが、現在の順位と変わらず13番目の状況になります。

参考までに、その裏に2枚ございます「(カットあり)」の資料の方もご覧いただきたいと思っております。表の一番上に「市長」と記載されているものでございます。

カット後の市長の給料月額等を比較した表となります。一番右の地域手当加算後の欄をご覧いただきたいと思っております。

5行目の現在のカット後の額となりまして、104万円ですから、政令指定都市中18番目の水準となります。

試案で申し上げますと、1行目のところでございます。

現在のカット率を乗じますと105万6千円となりまして、政令市中17番目となり、一つ順位が上がることとなります。

続きまして、そのもう1枚後ろの資料で、同じく「試案で試算した場合の政令指定都市における特別職の報酬の順位(カットあり)」表の一番上に副市長と記載されているものでございます。

カット後の副市長の給料月額等を比較した表になります。一番右の地域手当加算後の欄をご覧いただきたいと思っております。5行目、現行額でございますが、カット後の額で94万5千円となりまして、政令指定都市中15番目となります。1行目の試算の額でカットをいたしました後の金額で95万4千円、政令指定都市で14番目となりまして、一つ順位が上がることとなります。

なお、平成28年度の数値で申し上げますが、本市は20政令市中、人口規模で申し上げますと、多い方から12番目、歳出の決算額で申し上げますと、多い方から13番目ということになりまして、給料額としましては、概ね先ほどご紹介しました自治省の行政局長の通知に沿ったような水準となっております。

説明につきましては以上でございます。

○会長（大澤委員）

ただ今、事務局より前回の内容等について説明をいただきました。それでは、今から皆さんのご意見を伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副会長（大島委員）

いいですか。すみません。聞きそびれてしまったのですが、1. 314%とある一般職員の給与改定について、これは、いつ行われた、あるいは、行われるのですか。

○事務局（総務部長）

毎年、人事委員会勧告に基づきまして改定を行っておりまして、28年度については28年度に改正しております。

○副会長（大島委員）

ということは、1. 314%は、反映はいつ、もう既にされているということでしょうか。

○事務局（総務部長）

されています。

○副会長（大島委員）

すみません。私の方から、前回は聞きましてはございますが、千円以下を四捨五入して一万円単位でやるということについては、慣例で決まっているということでしょうか。

○事務局（給与課長）

おっしゃるとおり、今までこの改定のルールで行っていたということになります。

○副会長（大島委員）

そうすると、市長、副市長の報酬というのは、何千円というものはつかないということでしょうか。

○事務局（給与課長）

いえ、他市でも事例があるとおり、千円以下、千円単位のところも、もちろんございます。

○事務局（総務部長）

千葉市のルールとして、一万円単位ということでございますので、別に千円単位がいけないということでは特にありません。

○副会長（大島委員）

皆さんのご意見を聞く前に私が先に申し上げてはいけないのかもしれないのですが、どうぞ議論のたたき台というか、参考にしていただけるかと思うのですが、資料の3ページを見ると、内閣総理大臣や国の大臣も千円単位になっています。27年から28年に千円だけ上がって、29年は上がっていない。国務大臣等は146万6千円で、5千円が6千円になっていて、千円単位で動いています。国務大臣や総理大臣ですから、またルールが全然違うと思うのですけれども、千円単位でも、私の感覚では失礼ではないという感じがちょっとしましたね。

それと、他の政令市の方も、千円単位ですよ。横浜市とか。

○事務局（給与課長）

横浜、相模原、新潟など、いくつかございます。

○副会長（大島委員）

そうですね。みんな千円単位か一万円単位なので、一般職員の方とは違うということは、それはそれでよいと思うのですけど。

何でこれを言うかということ、今回ですね、別に副市長の肩を持つわけでも何でもないので、市長の方が、先ほどお話があった改定率の1.314%分を加算すると、この分に当たるのが17,082円、それで副市長の方は同じく13,797円、その差は計算すると3,200円ぐらいなのですよね。これで結局、改定額を千円単位で四捨五入すると、片方が2万円、片方が1万円となり、2倍ぐらいになってしまう。慣例と言えどもそれほど特別なことではないかもしれませんが、ちょっとした違いで、今回3,000円違いですけど、四捨五入により1万円の差がついてしまう。もう少し改定率分の差が小さくても、四捨五入により大きな差がついてしまうことありませんか。

○事務局（給与課長）

もちろんあります。

○副会長（大島委員）

理屈の上で言えば、何百円の違いだとしても、たまたまそこで切るとかになってしまいます。計算の都合もあるのでしょうか。一万円単位の場合、職員の方が1.314%なら市長はその率より上回ることになりませんか、実際は。

○事務局（給与課長）

はい。

○副会長（大島委員）

なので、千円単位で試算を出していただいても、何百円以下というのを四捨五入していただくという案もおかしくないのではないかと思います。それで計算すると、順位を先ほど見てみたのですが、順位表がカットなしを見ますよね、カットなしだと市長の方が今130万で13位、試算だと132万で11位、もしも131万、例えば7千円になりますと、131万7千円だと札幌市より下がるのかな。

○事務局（総務部長）

12番目になります。

○副会長（大島委員）

12番目になるのですよね。副市長の方は、これは変わらないかな。

○事務局（総務部長）

副市長の方も12番目になります。

○副会長（大島委員）

12番に上がりますね。

○事務局（総務部長）

上がります。

○副会長（大島委員）

そうですね。106万6千円、ここもまた上げるかどうか分かりませんが、106万3千円になる、4千円になるのかな。

○事務局（総務部長・給与課長）

4千円です。

○副会長（大島委員）

千円単位にすれば、順位が両方もちょっと上がる。両方も12位で、きりがいいわけなのですが、そういうアイデアもあるのではないかなというふうに、私は思っています。事務局案ではありますけど、結構差が大きくなりますよね。1万と2万、2倍ですから。全部合計すると、年間で34万と17万くらいになります。元は3千円の差です。議論の取っ掛かりと思って申し上げました。

○会長（大澤委員）

はい。ありがとうございます。正確を期すべきですが、案だと市長が切上げになって、副市長が切下げになってしまうということですか。

○副会長（大島委員）

たまたまですよ。この何千円とかというのは、市長と副市長の差はですね、私はもう少しあってもいいという基本的な考えは持っているのですよ。何故かと言うと、責任が全然違いますので、市長は全ての責任を負っているわけですから。でもその問題とは別に、偶然のこの差によって、偶然かどうか分かりませんが、片方がたまたま四捨五入すると上がって、もう片方が下がってということで、それを反映させるのもどうかという気がしています。さっき言った、国も千円単位でございますから。世知辛いようですが、このくらい細かい方がいいのかなと思っています。

○事務局（給与課長）

先ほど、資料の7ページでご説明させていただいたとき、少しだけ説明させていただいたのですが、ちょうど真ん中にあります平成18年の7月1日の改定で、一般職の改定の累積改定率を反映させて改定したと申し上げたのですが、確かに4.98%と4.8%ということで、当然四捨五入の関係で誤差が出てまいりますので、そういった、誤差をより少なくするということが千円単位ということは、十分、他の市もありますので、考えられます。

○副会長（大島委員）

たまたま下げることもあるかもしれないけど、上がることもあるわけですよね、このやり方をやっている。都合見て、数字見て上げたり下げたりするよりは、そこは改定率に限りなく近付ける。改定率に近付けるということは、これはやっぱり要請だと思うのですよね。そういう枠組みの中で、我々は議論しなければいけないので。しかも、一般職との改定、それから政令市等の関係、財政規模との関係でも、当てはめると、ちょうどいい。たまたまそうかもしれないですけど。

○会長（大澤委員）

今の大島委員のご指摘というか、また、市側の試案等々を含めて、皆さんのご意見いかがでしょうか。

○秋元委員

よろしいですか。一般の企業は、基本的に小数点以下を切上げて配慮するんですね。そこは行政と一般企業ですから、違うとしても、やっぱりここで、今、大島副会長が言われたようにですね、千円単位でやると、見た目は、副市長は3千円賃下げですよ。賃下げという言い方はちょっとおかしいですけど、イメージ的には、本来は1,063,797円もらえるところを、3,700円が、四捨五入と書いてありますから、切下げになっちゃうわけですね。たまたま、これ5,000円であれば2万円になるのでしょうか、そういうのもあるんですけど、やはりその辺は何と言うんですかね、一般の企業とかそういうところのものも加味してやっているのであれば、小数点以下を単位とすることは別にしましてもですね、やはり現実に近い数値にするということであれば、千円単位を四捨五入というのは考え方としてはどうなのかなという思いはあるんですけどね。

○副会長（大島委員）

今のは、ご賛同いただいているのですか。

○秋元委員

要するに、四捨五入はそれでしょうがないとしてもですね、場所、百円なのか、千円なのか、十円なのか、一円なのかということ。我々さっき言ったように小数点以下ですから、30銭が1円になるだけなんですけど、やはりそういうふうにしてる企業がおそらく多いと思うんですよ、普通の企業というのは。それからいけばやっぱり、そういう方がより公平になるのではないかなという思いですね。

○熊谷委員

よろしいですか。でも長年これやってきたわけで、逆のパターンもあるわけですよ。たまたま今回、3千円の差で1万円しか上がらない人と2万円上がる人がいるから言われているということなのではないかと思ったんですけど。長年の慣例からいけば、それで今までもやっているんで、特段何か大きく議論するような問題ではないのではないかと私は感じたんですけど。

そもそも、正直なところ、市長の給料が意外と安いのだなと。正直、先ほど言われたように、ものすごい責任を負う職業だと思うんですけど、その割には意外と安い。もう少し他の政令都市と比べても、我が千葉市長の給料が高くてよいのではというのが正直なところ私は思うんですけど。ちょっと話が違うのですが。

○副会長（大島委員）

実は私、前回もやってるのですよ。前回の委員のときにあまり疑問に持たなかったのですが、今おっしゃるように、この差でもって、前回どうだったのですかね。前回のときも一万円単位だったのですよね。どんなふうに切り上げていたか、ちょっと全然記憶にないんですけど、あまり違和感がなかったのかなという気もしないでもないのですけど。

それで、ただ長年の慣例ということがいいのかどうかということ。私はあまり考えなく、市事務局の案がまあいいかなと思っていました。それ以前にもう少し改定の金額とか、パーセンテージの問題とか、あとは地域手当の問題とか、いろいろな問題がありました。はっきり言って難しかったので、内容を把握するのが精一杯で、このことについて、あまり頓着できなかったのかもしれないです。もう一つ、確かに安いんですけど、4年ごとに退職金がありますよね。それは結構な金額じゃないですか。市長の場合は4年ごとに出るのですか。

○事務局（給与課長）

概ねの数字で申し上げますと、本則、条例上の予定ですと約3,200万円で、それが今50%カットしています。

○副会長（大島委員）

本筋でいけば4年ごとに何千万という退職金が出ますよね。だから、もちろん立場としては4年の任期ですから、次落ちるか落ちないかという問題もあるので、それはそれでいいのですけども、そういうことを加味しても、責任の割には安いと言えば安いと私も思いますよ。ただ、今のベースとしては他の政令市も同様の形で12番目ぐらいだということなので、それをものすごく、そこでちょっと安いから、ここで少しでも四捨五入の考えで2万にしておいた方がいいのではないかとか、そういう話ではないのかなという気がして

います。

それから、審議会ごとに、私も2回目なので大きなことを言っていて申し訳ないのですが、自由にものを言った方がいいと思っています。審議会ごとに个性的に、この審議会はこうだという答申をしてもいいのかなという気がしています。

○熊谷委員

別に四捨五入が悪いと言っているわけではなくて、単純に、たまたま今回こうだから、妙にそこで強調されるのもどうなのかなと思っただけなので。すみません。個人的な意見を。

○副会長（大島委員）

逆に言うと、もっと本当に差がね、何百円の差で片方は上げて、片方は下げて倍になることもあり得るわけです。その差をできるだけ少なくするためには、できるだけ四捨五入をする単位を下げれば、そのところの矛盾は少しずつ解消される。あまり下げるのも気の毒、格好悪いけれども、内閣総理大臣ですら千円単位で決めてるならばという、そういう思いでございます。

他の先生方の意見も聞いてからの方がいいと思います。

○会長（大澤委員）

はい。他にご意見ございますでしょうか。

○鈴木委員

じゃあ、よろしいでしょうか。先ほどですね、給与課長の方からご説明があった、資料の1ページのところで、特別職の報酬等について自治事務次官の通知ですかね、こちらの方で、要は特別職の給与を決めるに当たっては、一般職の給与の改定状況等を勘案してという形になっているのですよね。それで、一般職の改定状況が先ほどお示しいただいた累積改定率の1.314%ということで、いろいろ皆さんの意見いただいてですね、やっぱりこれになるべく近付ける形で、これが本当に千円単位なのか、場合によっては百円単位もありますけれども、一万円未満を四捨五入というよりも、むしろですね、もうちょっと下の単位でやった方がいいかなというのが一つ。

それからもう一つです、事務局に質問させていただきたいのですが、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の給与額を参考にとという形になっているのですが、先ほどのご説明の中で、20の政令指定都市のうち、人口規模では13番目、歳出では12番目という説明があったのですが、同じような財政規模というと、どの辺が該当しますかね。

○事務局（給与課長）

決算規模で申し上げますと、近隣市ですと、さいたま市が12番目になりまして、それに14番目が熊本市。近隣市ですと、さいたま市と近いようなイメージでよろしいかと思えます。

○鈴木委員

この財政規模というのは、いわゆる収入・支出の規模ということでしょうか。

○事務局（給与課長）

先ほど申し上げましたが、市役所としての歳出ですね。市として支出した額の比較でございます。

○鈴木委員

分かりました。ここには、いわゆるその累積赤字というか、いわゆる財政が厳しいとか、そういったものよりも、歳入・歳出という規模で判断するということですね。

○事務局（給与課長）

そうですね。財政指標というよりは、歳出の規模となります。

○鈴木委員

分かりました。ありがとうございます。

○会長（大澤委員）

はい。ありがとうございました。

○中曽根委員

よろしいでしょうか。今お伺いしたご意見を耳にいたしまして、私も、皆さんがおっしゃるように、できるだけ一般職の方たちの改定率に合わせるという意味では、確かに慣例として一万円単位ということはあったかもしれませんが、やはりここで再度検討し直すということは十分あってしかるべきというふうに思います。事務局と異なる案をご提案をさせていただくというのは、あってしかるべきというふうに思います。

一点ちょっと確認をさせていただきたいのですが、前回の資料の1ページ目、先ほどご質問がありましたけれど、43年の通知の方ですね、こちらの方で人口・財政規模というところがございました。また一般職の改定状況というのも参考にするとありましたが、その記述の前にもう一つありまして、地方公共団体における特別職の職員に関する、ここ数年来の給与の改定の経緯というのがあるんですけど、この経緯というのは、資料の9ページ目のこの部分でしょうか。

○事務局（給与課長）

当該地方公共団体になりますと、資料の7ページの方に、過去の改定があります。

○中曽根委員

分かりました。

○事務局（給与課長）

過去の例を参照するという趣旨だと思います。

○中曽根委員

分かりました。失礼しました。それでは、資料の7ページ目の方ですが、前回の改定が27年で、前々回が18年で、大分ここは差が開いていますが、その過去の経緯をもう一度確認させていただきたいのですが、間隔がこれだけ空いているということと、今回そういう意味で期間が短いわけです。そういったところの説明をしていただければと思います。

○事務局（総務部長）

基本的な考え方として、今まで一万円単位としておりましたので、一般職が改定した場合については、その改定率を用いて市長の給料が1万円以上上がるかどうかということを考えていくというようなスタンスでいました。平成27年のとき、あるいは平成18年のときは、国も含めて大きな給与制度の改正の時期がありましたので、改定の率としては実は小さかったのですが、国の方の大きな給与制度の改定に合わせて、地域手当の改正などもありましたけど、そういったのも合わせて改定したということでもあります。

今回は改定率を累積していくと、先ほど申し上げた1万円を超える改定が必要だということですので、今回審議会の方にかかせさせていただいたという伺いになっております。

○中曽根委員

そうしますと、改定の目安として1万円を超えるというようなところが基準になると、先ほどから話が出ている千円単位の四捨五入で改定するということになりますと、今後はもう少し回数が、改定の見直しが多くなるということになるということでしょうか。

○事務局（給与課長）

最終的には市長が審議会の方に諮問するかどうか判断することになりますので、例えば、千円単位で、果たして来年千円上がるから諮問するのかなと言いますと、そこはちょっといろいろ考えがあるのかなと思います。タイミングとして、毎年やらなければならないのかということ、決してそういったことではないかなと思います。

○会長（大澤委員）

見ていると、前回は両方とも万単位で、市長、副市長ともに切下げになっているのですよね。今回は、市長は切り上がって、副市長はまた二回連続で切下げということになるので、微妙ですね。副市長の肩を持つというわけではないですが。

弊社も民間企業ですから、一円単位も労働者に不利益があつてはいけませんので、切上げになるのですよね。一委員として考えたら、絶対に近付けるようなことをした方がいいのかなというふうには思いますよね。

○副会長（大島委員）

ご意見お願いしますか。

○会長（大澤委員）

そうですね。まだご意見いただいてない河合委員と仙波委員、お願いいたします。

○副会長（大島委員）

その上でまた議論してもいいです。

○河合委員

前日も委員をやらせていただいたのですけれども、状況によって議論の対象がこれほど違うのだなと思っております。前は減少ですよね。減少の場合と、今回増加、これはたまたまなのですけれども、減少するときは、前回の場合ですと、減少させるのはどうだろうという根本的な問い掛けの議論があった。そういうことを考えますとね、累積改定率の有効数字がどこまでかどうかともかく、それに一番近い形で決められるのが望ましいのだろうなど。増加の場合も減少の場合も細かく千円単位まで決めるということは望ましいのかなと思います。最近では減少する傾向がずっと続いておりましたので、千円単位まで決められた方がいいかもしれないですねというふうに私は思います。

○会長（大澤委員）

ありがとうございました。では、仙波委員お願いします。

○仙波委員

はい。本当に慣例でということでも私たちが流された部分があったのですが、通知を見ると、やはり先ほどの累積改定率、1.314%、これに近付いた方がよろしいのではないかなというふうに私も思っております。できればこの審議会、その辺りは見直すという方向にしたらよろしいのではないかなと思います。以上です。

○会長（大澤委員）

はい。ありがとうございました。これで一応、全委員からのご発言をいただきました。基本的には、この試案、市の案の中で一部修正というか、万単位を千円単位にして、なるべく一般職員の給与の改定率に近付けたらどうかということ、また、慣例ということじゃなくて、より実態に近付けようというご指摘だというふうに受け止めていました。

皆さんのご意見としては、まず最初に審議いただいた千円単位ということで意見が一致したというふうに思います。

○副会長（大島委員）

いや、一致してないですよ、まだ。熊谷委員。

○熊谷委員

別にいいですよ。特別、大きな声で言うようなことではないと思うので。皆さんが言われていることもそのとおりだと思いますので。ただね、何かね、ずっとやってきて、下げるときは一万円単位で下げといて、今度上がったから、それ多いのではないですかというのもどうなのかなと思います。僕は個人的にはそう考えるのですが、皆さんの意見がそれでいいということであれば、大きな問題ではないので。

○副会長（大島委員）

下げるときは、今度、一万円単位で下げないでということになるわけですよね。

○熊谷委員

過去の経緯があるので。

○副会長（大島委員）

過去は本当に申し訳ありません。

○熊谷委員

過去の経緯があるのではないですかねというのがあるのと、あとそれから、さっき言われたように、じゃあ、どのタイミングで次の審議会をやるのかというのは決めた方がいいのではないのかなと思いますけどね。

○副会長（大島委員）

そうするとやっぱり長いスパンじゃなくて、短いスパンということですかね。

○熊谷委員

毎回毎回やるということになりますよね。毎年毎年だとか。

○副会長（大島委員）

毎回だとしたら、なおさらですよ。一万円単位で上下よりも細かくやった方がいいということにはなりませんね。

○熊谷委員

そこは決めた方がいいと思いますけどね。今までの慣例だと一万円単位動かないと審議会開かれないというお話だったので。

○副会長（大島委員）

今後も一万円単位で動かなければ審議会が開かれないということはあるわけですよ。

○事務局（総務部長）

そういう考え方はあります。

○副会長（大島委員）

ただし、そのスパンが短くなったとしても、その際に千円単位で細かく見ていくということがあっても逆におかしくないですよ。

○事務局（給与課長）

おかしくないですね。

○会長（大澤委員）

千円単位の市長、副市長の給料を決めるのに、頻繁に審議会が開催されるというのも本末転倒のような気がしないでもないですけどね。

○事務局（給与課長）

最終的には市長の方が諮問することになって、市長の当然考えもあると思います。来年例えば千円上がるからまた諮問するかという。

○会長（大澤委員）

毎年というのはね。

○副会長（大島委員）

そうすると、その点は何千円と決まることと一万円以上で上げるべきかどうかというのは計算してみれば出るわけです。千円単位に細かくすることと審議会を開くという問題は、別に分けていいのではないですか。

○事務局（総務部長）

千円単位で支給しているところについても、毎年必ずしもやっているわけではないというのがありますので、給料を上げるかどうかという判断と、千円に細かくするというのは別の問題として考えてよいのかなと思います。

○会長（大澤委員）
分かりました。

採決

○会長（大澤委員）
それでは、当審議会としては、万単位じゃなくて、千円単位でということによろしいでしょうか。

○委員（一同）
異議なし。

○会長（大澤委員）
それでは、皆さんの意見がこれで一致したということなので、そのように決めさせていただきます。
次に、改定案の運用の時期について審議したいと存じますが、これについては事務局より説明があります。事務局からお願いします。

○事務局（給与課長）
資料としましては、本日お配りしました、左肩に「実施時期関連資料」という資料があるかと思います。そちらをご覧くださいと思います。
答申をいただきました後に市議会に諮りまして、給与条例の方を改正する必要がございます。できるだけ早く望ましい内容に改定するのであれば、第1回の定例会に、3月議会に諮りまして、平成30年4月1日から施行するというのが一番早いタイミングかなと思います。ご説明の方は以上でございます。

○会長（大澤委員）
ただ今、事務局から、改定時期については4月1日からとする案が出ました。これに対して、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○委員（一同）
異議なし。

○会長（大澤委員）
よろしいですか。はい。
では、「異議なし」ということですので、改定時期を今年4月からとさせていただきます。

答申案について

○会長（大澤委員）
それでは、次に「答申案」につきましてご審議をいただくこととなります。まず、答申のたたき台を準備したいと思います。
今までの審議内容を踏まえた「答申案」の準備に、事務局はどのくらい時間がかかりますか。

○事務局（給与課長）
10分少々お時間いただいてよろしいでしょうか。

○会長（大澤委員）
はい。分かりました。
それでは、10分ほど休憩をさせていただきますので。

○副会長（大島委員）
11時からで。

○会長（大澤委員）

じゃあ、11時からで。はい。15分、お願いします。

(休憩)

○事務局（給与課長）

大変お待たせしました。答申案の準備が整いましたので。

○会長（大澤委員）

よろしいですか。それでは再開をいたします。

事務局に「答申案」の全文を読み上げていただき、その後、内容についてご意見をいただきたいと思いません。それでは、事務局からお願いをします。

○事務局（給与課長）

ページを開けていただきまして、読上げをさせていただきます。

本審議会は、平成29年12月27日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき、市長及び副市長の給料の額について諮問を受けた。

本審議会では、一般職の職員の給与改定の状況や社会経済情勢などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

1 改定の必要性

本審議会は、次により市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると判断した。

一般職の給料表改定率については、前回改定（平成27年度）後から今年度までの累積は△2.389%であるが、これは、平成27年度から平成28年度にかけて、国が本市内に勤務する国家公務員の地域手当の支給割合を段階的に引き上げたことに伴い、本市も国と同様に段階的に地域手当の支給割合を引き上げたことが影響していると考えられる。

仮に地域手当の支給割合の引上げがなかったと仮定し、給料の改定により公民給与を均衡させたとした場合の給料表改定率の前回改定後から今年度までの累積は1.314%となり、この改定率を適用することが一般職の給与改定の状況に即して適当であると考えられる。

これまで、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況を参考としつつ決定してきており、今後も同様とすることが、市民の納得性を高めることにつながるものと考えられ、現時点において一般職の給料表改定率の累積が一定程度の率となっている以上、見直しを行うことが適当である。

2 改定額及び改定期期

- ・ 市長及び副市長の給料の額については、これまで他の地方公共団体の人口や財政規模なども考慮しながら、一般職の給与改定の状況、国の特別職の俸給等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、改定を行ってきた。
- ・ 今回についても、前回改正後から今年度までの一般職の給料表の累積改定率（平成27年度及び平成28年度においては、仮に地域手当の支給割合の引上げがなかったと仮定した場合の給料表改定率）については、これまでと同様に考慮すべきである。
- ・ 市長及び副市長の給料の額は、これらの点を踏まえ決定していくことが適当である。
- ・ また、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況をよりの確に反映させるため、千円単位で改定することが適当である。
- ・ なお、改定の時期については、一般職の給与改定が既に実施されている状況等を勘案すると、速やかに行うことが適当である。

以上のことから、次のとおりとすることを決定した。

(1) 改定額

市長	給料月額	1,317,000円
副市長	給料月額	1,064,000円

(2) 改定期期

平成30年4月1日からとする。

以上でございます。一部、時間の都合上、箇条書きとなっておりますが、ご了解いただきたいと思います。

○会長（大澤委員）

はい。ただ今、お聞きいただいたとおりでございます。

これに加えて、本日の審議内容として必要なものにつきましては、答申に記載したいと考えておりますが、本日出されたご意見の中から、答申に記載した方が良いというご意見がございましたら、委員の皆さんから、ご発言をお願いいたします。

○副会長（大島委員）

それは、今ここで書くか、記載してまた時間を確保じゃなくて、後ほど書いていただけるということですか。

○事務局（給与課長）

はい。そうです。

○副会長（大島委員）

一つ、千円単位で改定するということから、同時に百円単位を四捨五入するということが出てこないのではないかと、括弧して百円単位四捨五入というのはどうでしょうか。

○事務局（給与課長）

はい。分かりました。追記させていただきます。

○副会長（大島委員）

それから、例の昭和43年の自治省の通知、自治省行政局長通知にずっと則ってやってきたのですが、そのこと書く必要はないですか。

○事務局（給与課長）

はい。則っているということですね。

○副会長（大島委員）

ええ。これまでもそうしてきたと思うので。

場所は、はじめの「・」ですね。「ついては」の後でもよいと思います。

○事務局（給与課長）

はい。分かりました。

○会長（大澤委員）

他の委員の方はいかがでしょうか。よろしいですか。

はい。ありがとうございます。

それでは、ただ今、ご審議いただいた内容を踏まえて、改めて「答申案」を私と大島副会長で作成させていただきます。

その上で、「答申案」を皆さんにご確認いただき、答申の内容が確定いたしましたら、日を改めて、私から市長に答申を行うこととしてよろしいでしょうか。

○委員（一同）

異議なし。

○会長（大澤委員）

はい。ありがとうございます。

それでは、審議は以上となりますけれども、先月27日の諮問以来、委員の皆さんにおかれましては、限られた期間の中で、慎重なるご審議をいただきました。

大変お疲れさまでございました。
事務局から、何かございますか。

○事務局（総務部長）

大変お忙しい中、ご出席いただきまして、慎重なご審議をいただきまして、大変ありがとうございます。
最後、事務局の方から1点だけご報告ございますので、給与課長の方から説明させていただきます。

○事務局（給与課長）

本審議会の議事録について、ご連絡いたします。「千葉県附属機関の会議の公開に関する要綱」の規定によりまして、第1回と第2回の議事録が市役所の市政情報室で公表され、市議会にも送付されることとなりますが、議事録の内容の確定方法といたしましては、一つとしましては、改めまして会議を開催し、議決をいただく方法、あるいは、委員全員によります個別の承認をいただく方法、また、もう一つとしましては、あらかじめ指名された委員等により承認をいただく方法などがございますが、いかがでしょうか。

○会長（大澤委員）

公表される議事録の確定方法についてということですね。

○事務局（給与課長）

はい。

○会長（大澤委員）

第1回、第2回ともに、後日、事務局で議事録の案を作成いただいて、それを各委員の皆さんにお届けして、ご確認いただいた上で、私が承認するというものでいかがでしょうか。大体、他の審議会とかもそんな感じだと思うんですけど。

（異議なし）

はい。では、そういうことで、「異議なし」ということで、事務局、お願いいたします。

○事務局（給与課長）

はい。分かりました。

○会長（大澤委員）

他に何かございますか。

○事務局（総務部長）

事務局からは、もう特にございません。

○会長（大澤委員）

はい。それでは、これもちまして、千葉県特別職報酬等審議会を閉会いたします。
どうも、お疲れさまでした。

○委員・事務局（一同）

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時10分 閉会

上記のとおり会議録として確定することを承認します。

署名 木 清 亮 之 助